

平成25年分 **確定申告** が始まります

確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する所得税の額を自分自身で正しく計算し、申告して納税する制度です。

この申告は、事業経営者以外にもサラリーマンや年金受給者も対象となる場合があります。自分に申告が必要かどうかよくお確かめになって、必要な方はお早めに準備をしてください。

申告時期

2月17日（月）～3月17日（月）

※還付申告は、2月14日（金）以前でも相談及び申告書の受付を行っております。

受付会場

網走税務署または役場町民生活課税務係

確定申告が必要な方

1. 事業所得・不動産所得・譲渡所得などがある方
2. 外交員、集金人、検針員の方
3. 私塾などを経営している方
4. 給与の年収が2千万円を超える方
5. 給与所得や退職所得以外に合計が20万円を超える所得がある方
6. 複数の会社などから給与を受けている方

確定申告で税金が還付される場合があります

1. 多額の医療費（所得金額が200万円以上の場合には10万円以上）を支払った場合
2. 住宅ローンを利用して、マイホームを取得（新築、増築）した方
3. 年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方 など

申告に必要なもの

1. 印鑑
2. 源泉徴収票（給与、年金など）
3. 生命保険・地震保険・国民年金などの各種証明書、医療費の領収書
4. 還付申告の方は金融機関の口座番号
5. 税務署から申告書が送付された方はその申告書

e - Taxのご利用について

e - T a x は、インターネットに接続しているパソコンがあれば、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができます。e - T a x のご利用には、電子証明書が付与された住民基本台帳カード (ICカード) 及びICカードリーダーが必要で、ご利用に当たっての手続き等については、e - T a x ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/> をご確認ください。

公的年金等の収入がある方の税申告について

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得金額が20万円以下の方は確定申告が不要となりました。（還付を受ける方は、申告が必要です。）

でも、町道民税は・・・

- ・所得税の確定申告は不要でも、医療費控除や寄附金控除などの控除がある場合は、町道民税の申告をすることにより、平成26年度の町道民税額が減額となる場合があります。
- ・公的年金以外の所得が20万円以下でも、町道民税の申告は必要です。

今回の申告の主な改正点

▷復興特別所得税の創設

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保のため、平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税及び復興特別所得税を併せて申告・納付することになります。

復興特別所得税の額は、その年分の基準所得税額（非永住者以外の居住者の場合は、全ての所得に対する所得税額）に2.1%の税率を乗じて計算した金額になります。

▷給与所得控除の改正

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限が設けられました。

▷給与所得者の特定支出控除の改正

①特定支出の範囲に次に掲げる支出が追加されました。

- 職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされた弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費
- 次に掲げる支出（その支出の額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限る。）で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたもの
 - ・書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するもの及び制服、事務服、作業服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出
 - ・交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

②その年の特定支出の額の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次の金額を超える場合（改正前：給与所得控除額を超える場合）は、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとされました。

その年中の給与等の収入金額	特定支出控除額の適用判定の基準となる金額
1,500万円以下	その年中の給与所得控除額×1/2
1,500万円超	125万円

▷退職所得課税の改正

その年中の退職手当等のうち、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額（改正前：残額の2分の1）とされました。

※特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である者が、退職手当等の支払者からその役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

確定申告相談・納付相談を受け付けます

平日都合により来庁できない方や、役場まで来ることが難しい方のために、下記の日程で確定申告と納付の相談を受け付けますので、ご利用ください。

開催日	受付時間	会場
2月23日（日）	午前9時～正午	はなやか小清水（研修室）
	午後1時30分～午後4時	止別出張所
	午前9時～午後4時30分	役場町民生活課税務係

【お問い合わせ先】
町民生活課税務係 ☎ (62) 4479